

【寒川町】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	3,855	3,844	3,822	3,740	3,628
② 予備機を含む 整備上限台数	4,433	4,420	4,395	339	210
③ 整備台数 (予備機除く)	0	2,166	1,630	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	2,166	1,630	0	0
⑤ 累積更新率	0	56%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	120	96	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	120	96	0	0
⑧ 予備機整備率	0	5%	5.8%	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・令和 2 年度に全学年分の端末 4,177 台を整備し、令和 4 年度に予備機及び教員機を追加で 90 台整備した。
- ・整備後概ね 5 年を経過した段階で更新を行う。新規端末は令和 7 年度から令和 8 年度の 2 か年にかけて整備更新を予定している。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数：令和 8 年度 2,535 台をリユース、処分予定
令和 9 年度 1,732 台を処分予定

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 63 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 (2 か年で売却) : 令和 8 年度 2,472 台
令和 9 年度 1,732 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始 (小 5 ～ 中 3)

令和 8 年秋 処分事業者を選定し、議決を経て使用済端末を事業者へ引き渡す

令和9年4月	新規購入端末の使用開始（小1～小4）
令和9年夏	処分事業者を選定し、使用済端末を事業者へ引き渡す